

いわて中山間賞授与要領

(目的)

第1 この要領は、県内の中山間地域において、地域の個性を活かした活性化の取組を行い、成果をあげている集落等に対して賞を授与し、当該取組を広く紹介することにより他地域への波及を図り、もって本県中山間地域の振興に寄与することを目的とする。

(賞の名称)

第2 賞の名称は「いわて中山間賞」（以下「中山間賞」という。）とし、知事が授与するものとする。

(中山間賞の対象)

第3 中山間賞の対象は、県内の中山間地域において、農業生産活動を行っている集落等とする。

(候補調書の提出)

第4 広域振興局の農政担当部長又は農林振興センター所長は、農業改良普及センター所長及び農村整備室長と連携の上、中山間賞の候補を選定し、いわて中山間賞候補調書（別紙様式）を、毎年度、別に定める日までに農業振興課総括課長に提出するものとする。

(選考の方法)

第5 知事は、中山間賞を授与する集落等を決定するに当たり、あらかじめ、岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会の意見を聴くものとする。

(選考の基準)

第6 選考の基準は、次のとおりとする。

- (1) 集落等の話し合いを通じて、将来の目指す姿が共有されていること。
- (2) 農業生産活動を通じ、耕作放棄の防止等の活動や水路・農道の管理などが行われていること。
- (3) 集落等において、女性や若者の参画等による地域の個性を活かした活性化の取組が行われていること。

(受賞集落等の紹介)

第7 知事は、中山間賞を受賞した集落等の取組について、当該取組の他地域への波及を図るため、各種広報媒体を通じて広く全県下に紹介するほか、その内容を事例集として取りまとめるものとする。

(庶務)

第8 この要領に基づく庶務は、農林水産部農業振興課において処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、中山間賞の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。

令和 6 年度「いわて中山間賞」に係る現地調査の実施状況

1 趣 旨

中山間地域等直接支払交付金実施要領第 8 及びいわて中山間賞授与要領第 5 に基づき、令和 6 年度「いわて中山間賞」を授与する集落等の決定するに当たり、岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会の意見を聴くため、下記のとおり現地調査を実施したものの。

2 現地調査の実施状況

(1) 大野折壁集落（宮古市）

- ・ 日 時：令和 6 年 9 月 2 日（月） 13：30～15：00
- ・ 場 所：宮古市大字長沢第 20 地割 121 番地 付近
- ・ 調 査 者：吉野 英岐 委員長、大平 恭子 委員、工藤 昌代 委員、佐藤 愛理 委員、高野 寛子 委員、原科 幸爾 委員（6 名）

(2) 落合・長崎集落（花巻市・遠野市）

- ・ 日 時：令和 6 年 9 月 11 日（水） 13：40～15：10
- ・ 場 所：花巻市外川目 20 地割 26 番地 付近
- ・ 調 査 者：吉野 英岐 委員長、四戸 聡 委員（2 名）

(3) 千厩町小梨地区集落（一関市）

- ・ 日 時：令和 6 年 9 月 17 日（火） 14：15～15：45
- ・ 場 所：一関市千厩町小梨字尖ノ森 158-2 付近
- ・ 調 査 者：吉野 英岐 委員長、大平 恭子 委員、工藤 昌代 委員、佐藤 愛理 委員、高野 寛子 委員（5 名）

(4) 伊手農村農業活性化協議会（奥州市）

- ・ 日 時：令和 6 年 9 月 17 日（火） 10：15～11：45
- ・ 場 所：奥州市江刺伊手字西風 54 付近
- ・ 調 査 者：吉野 英岐 委員長、大平 恭子 委員、工藤 昌代 委員、佐藤 愛理 委員、高野 寛子 委員（5 名）

(別紙様式)

令和 6 年度「いわて中山間賞」候補調書

集落等の名称		おおのおりかべしゅうらく						
		大野折壁集落						
集落等の状況	市町村	宮古市						
	代表者 氏名・住所	氏名	岩浅 鉄男	住所 宮古市長沢第 23 地割 50 番地				
	構成員 (1)	地域全体	世帯数 65 戸	構成人数 157 人 (組織)	うち 農業者 25 人 (組織)	うち 非農業者 132 人	うち 女性 84 人	うち 45 歳未満 人
		うち 中山間地 域等直接 支払制度 の協定集 落	25 戸	25 人 (1 組織)	25 人 (1 組織)	人	3 人	1 人
	農用地の 作付け状況 (2)	計	水稻					
	1,244a	1,244a	a	a	a	a		
集落等の概況等	集落等の概況 (3)	<p>当集落は宮古市中心部から車で 20 分程の長沢地域の長沢、折壁の 2 集落で構成され、県道山田線を挟み周囲は山林で囲まれた山間部に位置する。</p> <p>平場地域に比べ、水田の区画が小さい圃場が多い中、第 1 期対策から各集落で中山間地域等直接支払制度に取り組み、第 2 期以降は 2 集落一体となり同制度を活用し共同作業等を行っている。また、集落協定代表者の岩浅氏ほか 2 名が、地域の担い手として営農が困難となった構成員の農地の受け手となるなど、農地を集積・利用している。</p>						
	集落等の組織 体制図 (4)							
	将来の 目指す姿 (5)	<p>共同取組による農業生産活動及び集落内の保全活動を継続させ、耕作放棄地の発生防止に努めるとともに、農作業体験活動を通じて集落の魅力を発信する。</p>						

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">集落等の概況等</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域の活性化の取組内容</p> <p style="text-align: center;">(6)</p>	<p>1 地域の活動のきっかけ</p> <p>当集落は、古くから農業用水を含めて河川の刈払い等共同で作業してきた地域であり、第1期対策から中山間地域等直接支払制度に取組み、保全管理活動のほか、交付金を活用して田植機や防除機なども整備し、担い手不在の農地を共同管理している。</p> <p>2 地域の活性化に向けた取組活動の特徴と成果</p> <p>(1) 農作業体験を通じた集落の魅力発信</p> <p>集落では農家の高齢化が問題となっている。そこで、市民の農業への興味や関心を深めるために、平成20年度から宮古市民を対象にした農業体験事業『宮古の農業まるごと体験ツアー』（宮古市主催、H19年までは「どんぴしゃり田植え」）を集落内の圃場で実施し、田植え機での操作補助や手植えや、手刈での稲刈り体験指導などを行い、広く農業体験の場を提供している。また、作業体験後のこびりに地元女性が集落の産米を用いておにぎりを提供するなど、本ツアーが充実するように、集落全体で協力している。</p> <p>本ツアーは就学前の幼児から高齢者まで幅広い年齢層の市民が参加し人気を博しており、農業への関心を深めることに寄与している。</p> <p>(2) 共同作業の実施</p> <p>土日を中心に畦畔の草刈りや水路の泥上げなどを行うほか、高齢化等により機械作業が困難になった構成員の圃場を共同取組農地として、田植えや稲刈り、共同防除等を共同作業により対応している。この共同作業を通じて、現在は会社勤務だが定年後就農予定者数名に機械の操作方法や肥培管理の留意点なども伝えている。</p> <p>また、当集落は傾斜地が多く、法面の崩壊を未然に防止するため、農作業の際に、農地の法面に異常がないか確認し、異常を発見した際は情報の共有と早期対策を行うなど、農地の保守管理に努めている。</p> <p>(3) 地産地消の推進</p> <p>農業体験後には、集落内の料理自慢の女性達が前日から準備を重ね、「こびり」として地元の食材を使用した「手作り豆腐」や郷土菓子の「すっとぎ」をふるまい、郷土食の伝承にも努めており、地産地消の推進に寄与している。</p> <p>(4) 交流センターの運営管理</p> <p>集落では、宮古市から大野折壁交流センターの管理を受託し、集落の構成員で自ら管理しており、鍵の管理や掃除を行っている。地域の集まりや、市の農業まるごと体験ツアーの時に使用している。</p> <p>3 今後の課題と将来展望</p> <p>高齢化等により、耕作できない農地が増えていくことが予想されるが、共同作業を継続させ、現在指導中の定年後就農予定者がスムーズに就農定着できるよう支援し、集落の農業生産の継続に努めていく。</p> <p>また、『宮古の農業まるごと体験ツアー』等の農作業体験受入れを継続し大野折壁集落の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域活性化を図る。</p>
--	---	---

集落の関連記事 (7)

1 新聞記事等

(1) 広報みやこ (令和4年: 4月)



皆で楽しく植えましょう!

係 (☎ 99094)

市農林課農政

■申し込み方法 電話

■申し込み期限 5月9日(月)

■申し込み 市農林課農政

着替え など)

■用意する物 マスク、タ

オル、汚れてもよい服装、

参加料 無料

■定員 先着30人

は保護者同伴)

■対象 市民(小学生以下

は保護者同伴)

※会場にはバスで移動。宮

古駅発の送迎バスも運行し

ます(午前8時10分発)

■集合場所 JA新いわて

宮古宮農経済センター(花

輪10の5の1)

■日時 5月15日(日)午前8

時30分~11時30分(荒天時

中止)

■日時 5月15日(日)午前8

時30分~11時30分(荒天時

中止)

■日時 5月15日(日)午前8

時30分~11時30分(荒天時

中止)

宮古の農業まるごと
体験『田植え』

地元農産物の消費拡大・

地産地消の推進を目的に開

催しています。

(2) 広報みやこ (令和4年: 11月)



“こうやってお米ができるんだね!”と興味津々の子どもの姿も

秋晴れのもと輝く稲穂

宮古の農業まるごと体験ツアー

9月25日、大野折壁交流セン
ター隣の田んぼで行われた同ツ
アーには、16人が参加しました。

額に汗を浮かべながら、刈り
取った稲を竿に掛け、精米作業を
見学。最後には、地域の人々が作っ
たマツタケとクリの炊き込みご飯
などが記念に渡されました。

田植えにも参加した金澤直太郎
さん(7、磯鶏)・優花さん(5)
は「稲が重くて刈るのが難しかっ
たけど、楽しかった。来年も参加
したい」と笑顔を浮かべました。

(3) 普及現地情報（令和6年：3月）

《宮古》「宮古の農業まるごと体験ツアー」が開催されました！

ページ番号2003675 更新日 令和6年3月13日

去る5月16日に「宮古の農業まるごと体験ツアー（田植え体験）」が開催されました。本体験ツアーは、市内消費者が農業や地元農産物に対する理解を深める機会とし、地産地消等を推進する目的で宮古市が開催したものです。新型コロナウイルス対策のため例年より規模を縮小したものの、市内の親子連れの方々のほか、関係機関など総勢40名程の参加があり、当普及センターでは田植えの指導を行いました。

当日は、雨が心配されましたが、曇り空のもと無事に開催することができ、田植え前には、田植えに供される品種「ひとめぼれ」の紹介や、田植え機の乗車体験がありました。

参加者のほぼ全員が素足で田んぼに入りました。最初は「足が冷たい！」「入るのが怖い！」といった声もありましたが、終える頃には皆さん慣れた手つきで上手に植え、機械植えも含めて10aの田植えが無事に完了しました。秋には収穫体験も予定されており、地元農産物により親しみをもってもらえるように引き続き支援していきます。

（文：宮古農業改良普及センター 小野 直毅）



慣れない足元の中で悪戦苦闘しながらも楽しんで田植え作業を行いました

集落の活動写真 (8)



(田植え体験)



(稲刈り体験)



(共同防除作業)



(稲刈り体験)



(大野折壁交流センター)



(大野折壁交流センター)



(郷土食をふるまう集落女性)
※ 大野折壁交流センター内



(農作業体験後にふるまわれる郷土食)
※ 左上：すつとぎ、右下：手作り豆腐

(別紙様式)

令和 6 年度「いわて中山間賞」候補調書

集落等の名称		おちあいながさきしゅうらく 落合・長崎集落						
集落等の状況	市町村	花巻市・遠野市						
	代表者 氏名・住所	氏名	多田 誠			住所 花巻市大迫町外川目 18-63-2		
	構成 員(1)	地域全体	世帯数	構成人数	うち 農業者	うち 非農業者	うち 女性	うち 45歳未満
			19 戸	24 人 (組織)	24 人 (組織)	0 人	2 人	1 人
		うち 中山間地 域等直接 支払制度 の協定集 落	19 戸	24 人 (1 組織)	24 人 (1 組織)	0 人	2 人	1 人
	農用地の 作付け状況 (2)	計	水稻	牧草	その他			
2, 381a		約 833a	約 1, 500a	約 48a	a	a		
集落等の概況等	集落等の概況 (3)	<p>落合・長崎集落は、集落中央部を流れる長崎川を境界に、花巻市大迫町外川目の落合集落と遠野市宮守町達曾部の長崎集落が隣接する地域の中山間直接支払上の集落協定の広域化に伴う名称であり、長崎川沿い 4 km に渡る狭隘な山間地に農地や住宅が点在している地区である。</p> <p>当集落は農地の 45% が急傾斜地と耕作条件に不利な小区画であるが水稻作を中心とした 19 戸の世帯から構成されている。転作田は地域内の繁殖牛農家へ牧草の提供と、地域内にある産直（産直^{みくろ}未来路）への販売を目的とした季節を中心とした野菜の他、赤カボチャや白ナスなどの栽培が行われている。</p> <p>花巻市落合集落と遠野市長崎集落は、それぞれ独立した集落であることから、第 4 期対策までは、落合集落と長崎集落がそれぞれに中山間地域等直接支払制度を活用した活動を実施していたが、第 5 期対策から、「集落協定広域化加算」が新設されたことを契機に限られた構成員で効率的な活動を行うことを目的に、市境を越えて集落協定を締結し、取り組むこととした。</p> <p>協定の広域化により、落合集落の担い手と連携した農地の集約や隣接地の連たん化に取り組むことができ、長崎集落の農地は 1 団地だったものが 4 団地に増えるなど、落合・長崎集落の耕作面積は増加した。また、高齢化が進むなか、農作業の受委託などの工夫により集落農業の維持に努めている。</p>						

<p>集落等の組織 体制図 (4)</p>	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">代表（遠野市長崎）</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">副代表（遠野市長崎）</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">法面担当 (花巻市落合)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">共同機械担当 (花巻市狄川)</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">事務局 (花巻市狄川)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※狄川は落合集落の一部の地域 (役員は各班の代表であり、連絡員となっている。)</p> <p>[役割] 法面担当：災害時に点検・報告を実施 共同機械担当：共同購入した機械の管理・修理を実施 事務局：総会資料の作成、市への提出書類の作成等を実施</p> </div>	法面担当 (花巻市落合)	共同機械担当 (花巻市狄川)	事務局 (花巻市狄川)
法面担当 (花巻市落合)	共同機械担当 (花巻市狄川)	事務局 (花巻市狄川)		
<p>将来の 目指す姿 (5)</p>	<p>引き続き中山間直接支払交付金を活用した農地の管理のほか、自治会活動など、両集落内の交流を継続し、後継者にも引き継いでいく。また、今後の高齢化による担い手不足に対応するため農作業の受委託を進めるなど担い手の育成・確保に努める。</p> <p>併せて、農地を最大限活用し、産直への野菜販売に取り組むなど、広域化した集落全体の取組により農業生産活動の維持や荒廃農地の発生を防ぐ。</p>			

1 地域の活動のきっかけ

落合集落と長崎集落は人口が少なく、高齢化も進んでいる集落であり、かつては、それぞれに中山間地域等直接支払制度による活動をしていた。

長崎集落においてはほとんどが落合集落の構成員が所有する農地で占められていたが、集落ごとに別々の活動日に共同作業を実施していた。中山間直接支払交付金の第5期対策から、「集落協定広域化加算」が新設されたことを契機に、集落の広域連携の仕組みを取り入れ、市域を越えて「落合・長崎集落協定」を締結することにより両集落が連携し効率的な活動を目指した。

広域化した集落協定による計画的な共同作業の実施により、集落間の人的交流が深まり、共同活動日には後継者等の参加も増え始めているなど、落合・長崎集落一体となった農地を維持する機運が高まっている。

2 地域の活性化に向けた取組活動の特徴と成果

環境保全活動として、国道 396 号沿いの花壇整備を実施している。女性が中心となって花苗 2,000 本を植栽し、除草等の管理を行っている。作業を通して各世帯の家族や農地の状況などの情報、現状が集落で共有されることから、地域のことに ついて考えるきっかけにもなっている。

地域内にある産直未来路での野菜販売は、生産意欲の向上につながり荒廃農地の減少につながっている。

現在は共同作業を合同で実施することにより、参加率が 100%になるなど、効率化が図られている。

また、人的交流が進み市境農地の団地の増加や落合集落の担い手と出し手となる長崎集落が連携した農地維持活動が実施できている。

近年は、シカやイノシシによる農作物被害が多発し、クマの人身被害も発生したことを受け、これらの被害対策に力を入れており、共同作業による草刈りなど藪などを除去する環境整備に力を入れ、荒廃地をなくす活動、箱罾や電気柵の設置による対策で被害を減らす工夫をしている。

○当地域の構成員の状況

協定参加者 24 人（うち女性 2 人）				
～44 歳	～55 歳	～64 歳	～74 歳	74 歳～
1 人	2 人	4 人	12 人	5 人
12%		88%		

協定役員 5 人（うち女性 1 人）				
～44 歳	～55 歳	～64 歳	～74 歳	74 歳～
			5 人	
			100%	

3 今後の課題と将来展望

高齢化が進行していく現状において、集落内の人的交流を深めながら、後継者への世代交代を進めるとともに、担い手となる人材を育成する必要がある。担い手への農地集積と農作業の委託により農業生産活動の継続や荒廃農地等の防止に努めていきたい。

新たな担い手の育成については、若者も共同作業へ参加するようになっており、参加者の若返りがみられ、今後は、作業だけではなく、集落の役員として活動してもらえるようになることを期待している。

集落の活動写真 (7)



(花壇の整備)



(共同作業)



(産直未来路)



(共同草刈り作業)

(別紙様式)

令和 6 年度「いわて中山間賞」候補調書

集落等の名称		せんまやちようこなしちくしゅうらく						
		千厩町小梨地区集落						
集落等の状況	市町村	一関市						
	代表者 氏名・住所	氏名	千葉 賢			住所		一関市千厩町小梨字尖ノ森 6
	構成員 (1)	地域全体	世帯数	構成人数	うち 農業者	うち 非農業者	うち 女性	うち 45歳未満
			192 戸	192 人 (1 組織)	184 人 (1 組織)	8 人	30 人	7 人
		うち 中山間地 域等直接 支払制度 の協定集 落	169 戸	169 人 (1 組織)	169 人 (1 組織)	8 人	30 人	7 人
農用地の 作付け状況 (2)	計	水稻	飼料用米	大豆	小菊	その他		
	9,361a	672a	4,643a	1,171a	171a	2,704a		
集落等の概況等	集落等の概況 (3)	<p>千厩町小梨地区集落は、一関市の旧東磐井郡の中心に位置する旧千厩町の南東部に位置する中山間地である。水稻を中心に畜産、花き、野菜等の複合経営を行っている。農地は昭和の頃に基盤整備を行っているが、山間地や急傾斜の農地も多い。</p> <p>地区全体の高齢化と人口減少が進んでいるが、50 年程前から農作業の共同化に取り組んでおり、平成 30 年には農事組合法人ファーム小梨を設立し、営農の一層の共同化に努めている。</p>						
	集落等の組織 体制図 (4)	<p>【構成員として参加している】</p> <p>農事組合法人ファーム小梨</p> <p>【連携を図っている】</p> <p>こなし農地景観管理組合</p>						
	将来の 目指す姿 (5)	<p>将来にわたり農業生産活動等が可能となるよう農事組合法人ファーム小梨を中心に営農活動を進めることと併せて、担い手の確保・育成を図る。</p> <p>また、世代間の交流を図るなど地域づくりを進めていく。</p>						

集落等の概況等	地域の活性化の取組内容 (6)	<p>1 地域の活動のきっかけ</p> <p>地域の高齢化、人口減少が進んでいたが、地域の農地を守り美しい農村を維持し次の世代へ繋いでいくため、平成12年度から千厩町尖ノ森集落（第3期に「千厩町第9区集落」に改称）が取り組みを始め、平成22年度（第3期対策）からは千厩町第6区集落が取り組みを開始した。</p> <p>平成27年度（第4期対策）からは、千厩町第6区集落と千厩町第9区集落を統合し、広域となった集落内の作業の協同化及び効率化を図ってきた。稲作の栽培管理方法を統一し、農業機械及び施設の活用を通じ農作業の効率化を図り、所得向上を図るため尖ノ森水稻生産組合を昭和45年、集落43戸により設立した。</p> <p>自己完結型農家がほとんどで、高齢化や担い手不足、農業所得の減少といった農業継続困難が予想されたことから、農地の集約・効率化を図るため平成16年、農事組合法人尖ノ森ファームを設立、更に広域化を図り平成30年、農事組合法人ファーム小梨を設立した。</p> <p>現在は、小梨地区集落協定とファーム小梨が一体となり、活動している。</p> <p>2 地域の活性化に向けた取組活動の特徴と成果</p> <p>① 農作業機械の共同化 農業用共同機械の整備、またドローンや除草剤散布ボードといったスマート農業機械を導入し作業の効率化とともに若い担い手が作業参加しやすくなる取り組みを行っている。</p> <p>② 維持管理作業の共同化 畦畔や法面の維持管理作業については、個人対応とし出役日当を支出しているが、実際の草刈面積を測定し、面積に応じた日当を支払う方法としている。期間を設定し、年3回以上実施することとしている。</p> <p>③ 独居老人の見守り体制づくり 高齢化の進行により、一人暮らしや老々介護世帯が増加している現状があり、見回り活動は地域の中で実施していたが、新型コロナウイルス流行の影響でその活動も自粛せざるを得ない状況にあったことから見守り支援システムの整備を進め、離れた場所から安否が確認できる体制を作っている。</p> <p>④ 農産物の高付加価値化 地域の女性が中心となりキュウリや新たにハックルベリー等の栽培に取り組んでいるが、これらについて漬物やジャムなどといった加工品を開発し、道の駅や軽トラ市に出荷し販売している。</p> <p>3 今後の課題と将来展望</p> <p>地域の高齢化、人口減少がさらに進んでいく中であって、地域内外からの担い手の確保、育成が必要であり、他地区との連携や人材確保育成の体制づくりを進め、農地の有効活用や農業所得の向上に努める。</p> <p>また、未就学児や高齢者との交流の場づくりに取り組み、郷土愛の醸成を図る。</p>
---------	--------------------	--

集落の活動写真 (7)



(共同作業 (農道等))



(景観形成のための花壇づくり)



(機械導入)



(共同作業 (ため池等))



(見守り活動)



(見守り活動)

(別紙様式)

令和6年度「いわて中山間賞」候補調書

集落等の名称		いでのうそんのうぎょうかつせいゆきようぎかい						
		伊手農村農業活性化協議会						
集落等の状況	市町村	奥州市						
	代表者 氏名・住所	氏名	佐藤 修孝			住所：奥州市江刺伊手字西風 54		
	構成員 (1)	地域全体	世帯数	構成人数	うち 農業者	うち 非農業者	うち 女性	うち 45歳未満
			619 戸	1,394 人 (9 行政区)	503 人 (9 行政区)	891 人	700 人	294 人
		うち中山 間地域等 直接支払 制度の協 定集落	461 戸	461 人 (19 組織)	451 人 (19 組織)	10 人	54 人	6 人
農用地の 作付け状況 (2)	計	水稻	牧草	りんご		その他		
	29,247a	13,043a	6,510a	1,900a	a	7,794a		
集落等の概況等	集落等の概況 (3)	<p>伊手地区は、奥州市の最東部に位置し、阿原山高原を含む中山間地の集落である。</p> <p>9つの行政区(自治会)から構成されており、19の集落協定が存在している。住民は、世帯数619戸、人口1,394人で、高齢化率が56.0%と市内でも高齢化と人口減少が著しい。</p> <p>かつては鉱山があり賑わいもあったが、現状は農業が主体で、米農家259戸、和牛農家33戸、リンゴ農家5戸等である。</p> <p>そのような状況を憂慮し、地域づくりに関する話し合いを行い、その中で、住民からは高齢化と後継者不足による農地の維持に対する危機感が強く打ち出された。一方で、数少ない若手農業者からは閉校が決定している小学校を活用した農福連携に取り組みたいとの意向が示され、地域として大きな転換期であることを再認識したものである。</p> <p>そこで、集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会及び社会福祉協議会など多様な地域の関係者が連携した、「伊手農村農業活性化協議会」を令和4年に立ち上げ、併せて岩手県中山間地域農業推進対策事業を導入し、具体的な取組を展開してきたところである。</p> <p>「伊手農村農業活性化協議会」は、主に「農用地の保全」、「地域資源の活用」及び「生活の支援」について、各チームを編成し取組んでいるものである。</p> <p>なお、協議会は、事務局である「伊手振興会」、農福連携に係わる閉校小学校の活用、運営に関する検討の役割を担う「株式会社菅野農園」、農用地保全のための多面的機能の取組、連携の検討、調整の役割を担う「農地・水伊手活動組織」、同様に農用地維持管理の継続のあり方手法の検討、調整の役割を担う「伊手中山間連絡協議会」から構成されている。</p>						

		<p>また、「伊手農村農業活性化協議会」の事務局運営について、「NPO 法人いわて地域づくり支援センター」から支援を受けている。</p> <p>令和4年3月に江刺南中学校が、令和5年3月には伊手小学校が統合により閉校し、加えて令和5年4月からは地区内のバス路線が一部廃止となった。</p> <p>近年は、閉校した旧伊手小学校を活用し農福連携や子供をターゲットにしたイベントの実践及び、路線バス廃止に対応し地区内自家用有償旅客運送事業に取り組んでいる。</p>
<p>集落等の組織 体制図 (4)</p>		<p style="text-align: center;">実施体制図</p>
<p>将来の 目指す姿 (5)</p>		<p>伊手地区は農業が主産業であり、農業振興を基礎として地域全体の活性化を進めていくことが重要である。</p> <p>そのためにも、旧伊手小学校を拠点とし、地区全体の農業の振興と農用地の適正な維持管理を実現しながら、地区内外の交流拠点及び起業支援の拠点として発展させていくことを目指す。</p> <p>それにより、活気ある伊手の暮らしを実現する。</p>

1 地域の活動のきっかけ

- ・ 鉱山の閉山等の産業構造の転換や人口減少・高齢化が進み、従前の地域づくり活動を維持し続けることが困難となっていた。
- ・ 数十年後には人口規模が半減する見通しである中、コミュニティ計画の更新を契機として、地域運営組織が取り組む地域づくり活動の見直しを実施することになった。

2 地域の活性化に向けた取組活動の特徴と成果

(1) 特別プロジェクト（3プロジェクト）の推進

- ・ 路線バスの廃止に伴い、地区内交通として自家用有償旅客運送事業を実施することとし、住民に対するヒアリングによるニーズの把握や令和4年度の試験運行を経て、本格実施に取り組んでいる。
- ・ 小学校の統廃合を受けて、廃校の旧校舎を地域活動の拠点としてリニューアルし、地域運営組織が中心となって、子どもをターゲットとしたイベントの実施に取り組んでいる。
- ・ 地域の基盤産業である農業振興について、水、コメなどの地域ブランド化に取り組んでいる。また、担い手の高齢化に対して将来の農用地保全対策に向けて取り組んでいる。

(2) 子ども支援・子育て支援

- ・ 地域運営組織が主体となって、多世代が気軽に集まり、交流することができる機会の創出に取り組んでいる。
- ・ 放課後児童クラブ「いでっ子くらぶ」では、振興会、社会福祉協議会及びJ Aなどと連携して、地区センターを会場に「いでっ子笑顔食堂」を開催した。

(3) 安全・安心

- ・ 高齢者世帯を対象にした個別防犯パトロールや“ため池パトロール”などを通じた、見守り活動を実施している。
- ・ 洪水、山崩れを想定した災害への備えや避難訓練などの防災の取組を実施している。
- ・ その他、交通防犯教室をはじめとする交通安全、地域が取り組むことのできる有害鳥獣対策などを実施している。

(4) 成果

- ・ 地域の話し合いを通じてコミュニティ計画の見直しに取り組むとともに、組織の在り方の見直しも実施した。
- ・ 具体的には、組織構成を従来の部会からプロジェクトに取り組む委員会への改編や、活動継続に向けて組織づくり及び体制構築を整えることができた。

3 今後の課題と将来展望

- ・ 10～20年先ではなく、5～10年間の期間で考えて成果を出せるような特別プロジェクトを実施し、活力ある地域の実現を目指すとともに、現在の目標年度（令和6年度）の次の展開を見据えて、自走できる組織づくりに取り組む。
- ・ 地域活動の拠点の整備を契機として、さらなる活動の活発化を図る。

集落の活動写真 (7)



(農地農業アクションプラン WS)



(農地農業アクションプラン WS)



(鳥獣対策勉強会)



(小学校利活用ワークショップ)



(サマーキャンプ)



(自家用有償運送 いで・ごー)

棚田地域振興活動加算について

1 棚田地域振興活動加算の概要

棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域において、指定棚田地域振興活動計画に基づいた棚田地域の振興を図る取組を行う場合に交付額を加算するもの。

(1) 対象農地

指定棚田地域振興活動計画に位置づけられた棚田等で、田であれば 1/20 以上、畑であれば 15 度以上の農地

(2) 交付単価

区 分	交付単価
急傾斜（田：1/20 以上、畑：15 度以上）	10,000 円/10a
超急傾斜（田：1/10 以上、畑：20 度以上）	14,000 円/10a

(3) 目標設定

次の①～③の各々に定量的な目標を一つ以上、計 3 つ以上の目標を定める。さらに、3 つの目標には、棚田の価値を活かした活動（地域の実情に応じたもの）、集落機能強化（人材の確保を含む）及び生産性向上に関する目標を含める必要がある。

- ① 棚田等の保全に関する目標
- ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標
- ③ 棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標

2 岩手県内の取組状況

(1) 棚田地域振興活動加算の活用状況

- ・ 本県では、計 8 地域が指定棚田地域の認定を受けている（R6.10.31 現在）。
- ・ 指定された地域においては、遠野市の「中山間迷岡・宮守川上流集落」に及び紫波町（志和村）の「漆原集落」の 2 協定で棚田地域振興活動加算が活用され、棚田等の保全に関する取組が行われている。
- ・ 花巻市の「母衣輪集落協定管理組合」においては、活動計画の認定を受け、令和 6 年度より棚田地域振興活動加算を活用し、棚田保全等の取組が進められている。

（参考）本県の指定棚田地域

市町村	指定棚田地域	公示日	
		地域指定	計画認定
紫波町(6)	水分村、志和村、彦部村、佐比内村、赤沢村、長岡村	R2.12.16	R3.9.7
遠野市(1)	宮守村	R3.4.15	R3.6.14
花巻市(1)	矢沢村	R6.4.26	R6.6.25

(2) 第三者委員会による取組目標の審議について

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第 8 の 2（2）において、棚田地域振興活動加算の目標について、県が設置する第三者委員会で確認・意見聴取を行うことが規定されているもの。

棚田地域振興活動加算の目標設定について
花巻市（母衣輪集落協定管理組合）

1 集落協定の概要

- ・ 協定面積：約 23ha
- ・ 協定参加者：農業者 15 人、法人等 1
- ・ 平成 12 年度から中山間地域等直接支払交付金を活用
- ・ 協定農地を含む花巻市旧矢沢村地域全域の営農の持続を図るため、平成 17 年度に農地所有適格法人「有限会社あぐりらんど高松」を設立。
- ・ 令和 6 年度からは、棚田地域振興活動加算を活用し棚田の保全や棚田を核とした地域振興に取り組んでいる。

2 棚田地域振興活動加算の目標・活動内容

項目	目標	数値目標 (現状：R5、 目標：R6)
棚田等の保全	(耕作放棄地の発生防止) 中山間地域等直接支払制度実施面積の 100%維持	(現状) 23.0ha (目標) 23.0ha
〃	(〃) 持続的な農業生産活動が実施できる体制を整備	(現状) 0 団体 (目標) 1 団体
〃	(非農家、外部人材を含めた担い手の確保) (仮称) 「高松棚田保全隊」を結成	(現状) 0 人/0 組織 (目標) 10 人/1 組織
〃	(スマート農業機械等の導入による作業効率の向上) リモコン式草刈り機又はフレールモア等を導入	(現状) 0 台 (目標) 1 台
棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	(農産物のブランド化(農産物の供給の促進)) 棚田地域で収穫した農産物(サツマイモ)を使用した特産加工品を開発	(現状) 0 品 (目標) 1 品
〃	(地域住民への農作業体験の提供(社会教育的機能の発揮)) 地域の子供を中心とした農作業体験の実施	(現状) 1 回/年 (目標) 1 回/年

項目	目標	数値目標 (現状：R5、 目標：R6)
棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮	(早苗饗や庭はらい等の実施(伝統文化の継承)) 農作業の節目に行う行事の実施	(現状) 2回/年 (目標) 2回/年
棚田を核とした棚田地域の振興	(棚田米等を活用した6次産業の推進) 「ふるさと宅配便」による販売や、花巻市内で開催されるマルシェ等へ出店	(現状) 1回/年 (目標) 2回/年
〃	(集落機能強化と生活支援の促進(高松第三行政区ふるさと地域協議会と連携)) ① 高齢者を中心とした外出支援	(現状) 1人 (目標) 2人
〃	(〃) ② 一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯を中心とした見守り活動	(現状) 0世帯 (目標) 7世帯
〃	(〃) 〃 ③ 一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯を中心とした配食サービス	(現状) 1世帯 (目標) 2世帯
〃	(〃) 〃 ④ 高齢者住居を中心とした除雪支援(随時)	(現状) 随時 (目標) 随時

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：高松棚田振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

高松・^{ほろわ}母衣輪棚田

範囲に関しては別添 1 のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄地の発生防止

耕作放棄の発生防止に向け、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動に取り組む。

中山間地域等直接支払制度実施面積

現状（令和 5 年度）23.0ha、目標（令和 6 年度）23.0ha（100%維持）

法面や農道の草刈り等、農地の維持管理も含め、持続的に農業生産活動が実施できる体制を整備する。

現状（令和 5 年度）0 団体 → 目標（令和 6 年度）1 団体

・非農家・外部人材を含めた担い手の確保

草刈り作業の省力化と効率化を図るため、外部人材など人材を確保し、（仮称）「高松棚田保全隊」を結成する。

現状（令和 5 年度）0 人（0 組織） → 目標（令和 6 年度）10 人（1 組織）

・新たなスマート農業機械等の導入による作業効率の向上

農地維持管理の作業性を向上させ、労力の軽減を図るため、リモコン式草刈り機もしくはフレールモア等を導入する。

現状（令和 5 年度）0 → 目標（令和 6 年度）1 台

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物のブランド化（農産物の供給の促進）

令和 6 年度までに棚田地域で収穫した農産物（サツマイモ）を使用した特産加工品を開発する。

現状（令和 5 年度）0 → 目標（令和 6 年度）1 品

・良好な景観の形成（維持保全活動）

棚田の良好な景観を形成するため、畦畔の草刈り共同作業を継続して実施する。

現状（令和 5 年度）2 回 → 目標（令和 6 年度）2 回以上

・地域住民への農作業体験の場の提供（社会教育的機能の発揮）

地域の子供を中心とした農作業体験の実施により、社会教育的な活動の場の提供を行う。

現状（令和5年度）1回/年 → 目標（令和6年度）1回/年

- ・^{さなぶり}早苗饗や庭はらい等の実施（伝統文化の継承）

五穀豊穣や収穫への感謝、慰労など、農作業の節目に昔ながらの農村文化である早苗饗や庭はらいを行うことで、地元の伝統文化を維持、継承していく。

現状（令和5年度）2回/年 → 目標（令和6年度）2回/年

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田米等を活用した6次産業化の推進

棚田地域で生産された米などの農産物や特産加工品を、地元出身者や高松に關係のある人を対象にした「ふるさと宅配便」による販売や、花巻市内で開催されるマルシェ等へ出店する等、新たな販路を開拓し、交流を通じて關係人口の創出につなげる。

ふるさと宅配便の現状（令和5年度）1回/年 → 目標（令和6年度）2回/年

- ・集落機能強化と生活支援の促進

人口減少と高齢化により、地域コミュニティの脆弱化や集落機能の低下が進んでいることから、高松第三行政区ふるさと地域協議会が中心となり、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯、生活弱者等を対象にした生活支援（外出支援、見守り活動、配食サービス、除雪支援）を行い、住民が安心して暮らしていける棚田地域を創る。

生活支援の現状（令和5年度）

高松第三行政区ふるさと地域協議会が中心となり実施

外出支援・・・・・・・・・・対象者：高齢者を中心とした交通弱者

見守り活動&配食サービス・・対象者：一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯
（期間は1~3月、週1回）

除雪支援・・・・・・・・・・対象者：高齢者を中心とした生活弱者

↓

生活支援の目標（令和6年度）

高松第三行政区ふるさと地域協議会と連携して実施

外出支援、見守り活動&配食サービス、除雪支援の拡充をおこなう。

3 計画期間

認定の月~令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

・耕作放棄地の発生防止

1 に掲げる棚田地域は、中山間地域等直接支払交付金の協定区域と一致する区域であることから、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動と併せて保全活動に取り組み、耕作放棄地の発生防止活動に取り組む。

また、現在農地中間管理機構関連農地整備事業により、これまで 1 区画 7a 程だったものが 1 区画 30a に拡張・整備されており、広大な棚田の法面と拡張された農道の草刈り等を維持管理するため、機械化による体制整備をおこなう。

・非農家・外部人材を含めた担い手の確保

従来 of 農地所有適格法人や農業者による草刈り作業は限界にきており、耕作放棄地になる可能性が高い農地について、外部人材など人材を確保し、(仮称)「高松棚田保全隊」を結成(保全隊メンバー10人予定)し、作業の省力化と効率化を図る。

・新たなスマート農業機械の導入による作業効率の向上

リモコン式草刈り機もしくはフレールモア等を 1 台導入し、農地維持管理の作業性を向上させ、労力の軽減を図る。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物のブランド化(農産物の供給の促進)

令和 6 年度までに棚田地域で生産した農産物(サツマイモ)を使用した特産加工品を新たに 1 品以上開発する。

・良好な景観の形成(維持保全活動)

棚田の良好な景観を形成するため、畦畔の草刈り共同作業を年 2 回以上実施する。

る。

・地域住民への農作業体験の場の提供(社会教育的機能の発揮)

棚田は、動植物との触れ合いを通じて、人と自然の関わりを学ぶことができる、社会教育的な活動の場として重要であることから、地域の子供を中心とした農作業体験を実施する。

・非農家・外部人材を含めた担い手の確保(再掲)

地区内には、一部今回の農地中間管理機構関連農地整備事業に該当しないところ(B 団地、約 6.8ha)があり、このままでは耕作放棄地になる可能性が高いことから、外部人材など人材を確保し、(仮称)「高松棚田保全隊」を結成(保全隊メンバー10人予定)し、作業の省力化と効率化を図る。

③棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

棚田地域で生産された米などの農産物や特産加工品を、地元出身者や高松に關係のある人を対象にした「ふるさと宅配便」による販売や、花巻市内で開催されるマルシェ等へ出店する等、新たな販路を開拓し、交流を通じて關係人口の創出につな

げる。

・ 集落機能強化と生活支援の促進

人口減少や高齢化により、地域コミュニティの脆弱化や集落機能の低下が進んでいることから、高松第三行政区ふるさと地域協議会が中心となり、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、生活弱者等を対象にした生活支援（外出支援、見守り活動、配食サービス、除雪支援）を行い、住民が安心して暮らしていける棚田地域を創る。

支援項目	支援体制	対象者	取組内容
外出支援	高松第三行政区ふるさと地域協議会（中心組織）	高齢者を中心とした交通弱者	自動車による付き添い支援（ドアツードア）
見回り活動、配食サービス	高松第三行政区ふるさと地域協議会（中心組織）	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯	見守りを兼ねたお弁当の配食サービス
除雪支援	高松第三行政区ふるさと地域協議会（中心組織）	高齢者を中心とした生活弱者	除雪

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者及びその集落協定者とする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称または氏名

高松棚田振興協議会は、農業者団体、高松第三行政区ふるさと地域協議会、花巻市、岩手県で構成。

参加者の名称または氏名については、別紙のとおり

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

(別紙)

高松棚田振興協議会構成員

NO.	名 称
1	母衣輪集落協定管理組合
2	高松第三行政区ふるさと地域協議会
3	花巻市農林部
4	県南広域振興局農政部花巻農林振興センター

(別添1) 縮尺、方位及び指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等の範囲を表示した付近見取図【施行規則第3条第1号】

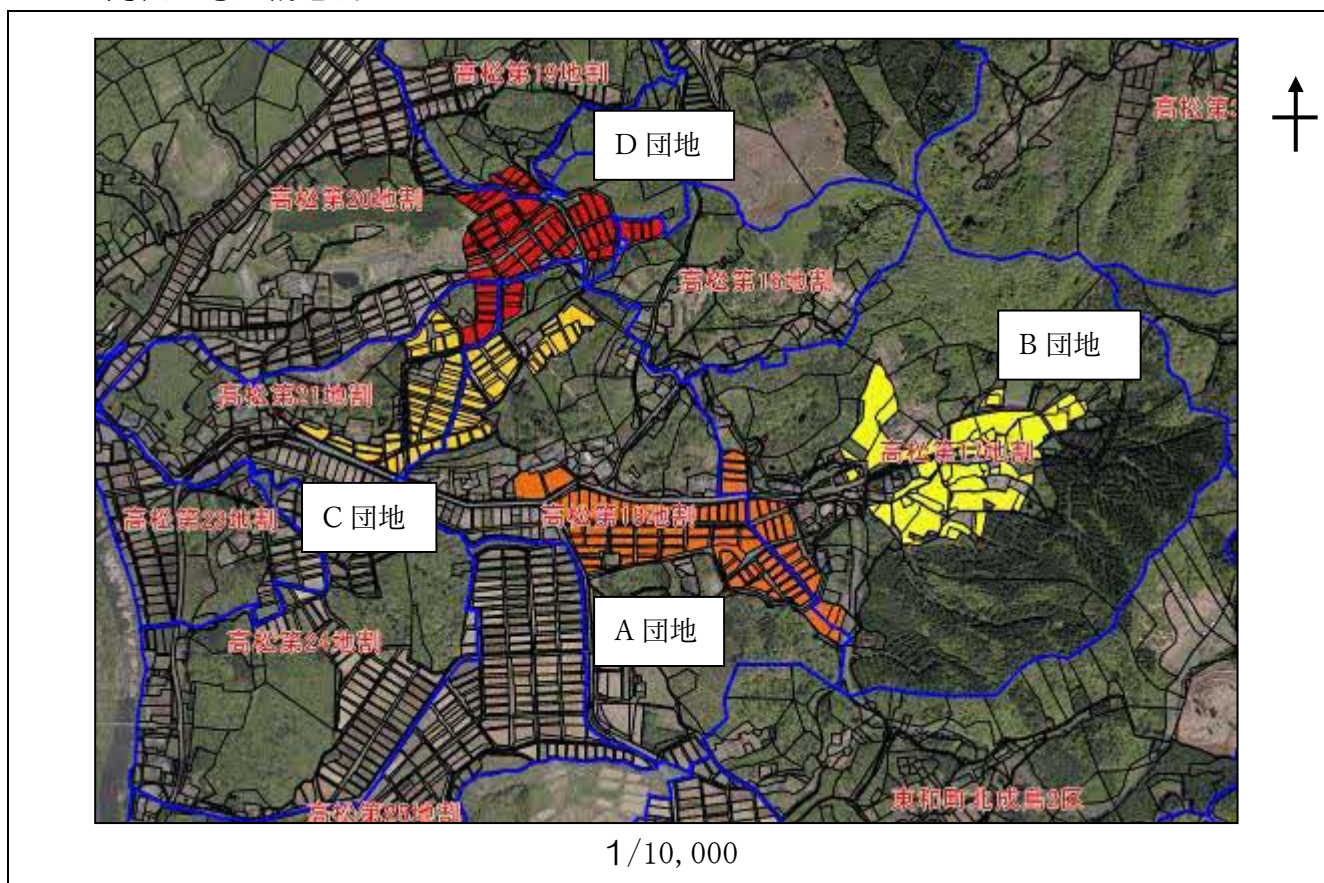
① 保全を図る棚田等の名称、範囲、面積及び平均勾配

高松・母衣輪棚田 (1/7~1/16) 約 23ha

(うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の団地の棚田は、約 23ha)

団地名	面積	勾配
A 団地	64,124 m ²	1/16
B 団地	68,831 m ²	1/10
C 団地	50,281 m ²	1/7
D 団地	46,125 m ²	1/9
計	229,361 m ²	

1 高松・母衣輪地域

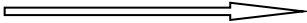
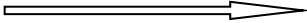
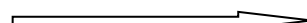


(別添 2) 指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文書【施行規則
第 3 条第 2 号】

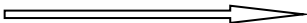
①棚田等の保全

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
耕作放棄地の発生防止		機械化による体制整備をおこなう
非農家・外部人材を含めた担い手組織の強化と作業省力化		(仮称)高松棚田保全隊を設立する
新たなスマート農業機械等の導入による作業効率の向上		リモコン草刈り機もしくはフレームモア等を導入する

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
農産物のブランド化 (農産物の供給の促進)		棚田地域で生産した農産物を使用した特産加工品を開発
良好な景観の形成(維持保全活動)	棚田の良好な景観を形成するため、畦畔の草刈り共同作業を継続実施する	
地域住民への農作業体験の場の提供(社会教育的機能の発揮)	地域の子供を中心とした農作業体験を継続実施する。	
<small>さなぶり</small> 早苗饗や庭はらい等の実施(伝統文化の継承)	<small>さなぶり</small> 早苗饗や庭はらい等の農村文化を継続実施する。	

③棚田を核とした棚田地域の振興

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度
棚田米等を活用した 6 次産業化の推進		ふるさと宅配便の開発やマルシェ等へ出店をおこなう
集落機能強化と生活支援の促進	高齢者等への生活支援 ・外出支援 ・見守り活動&配食サービス ・除雪支援	

(別添3) 都道府県知事との協議の概要【施行規則第3条第3号】
別添県との協議文書写しのとおり

(別添4) エコツーリズム推進全体構想【施行規則第3条第4号】
該当なし

(別添5) 申請に係る指定棚田地域振興協議会の規約又は組織及び運営に関する規程【告示第2条第1項】
別添規約のとおり

(別添6) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則第5条に掲げる書類【告示第2条第2項】
該当なし

(別添7) エコツーリズム推進法施行規則第2条第2号から第6号までに掲げる書類【告示第2条第3項】
該当なし

日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算額 26,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

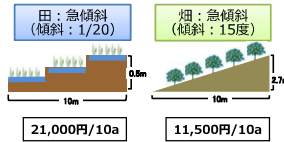
<事業イメージ>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利益な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500

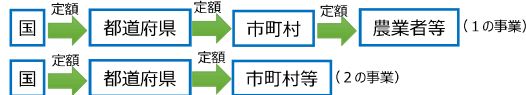


「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づき認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援(超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円(田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)	14,000円(田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円(田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額: 200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額: 200万円/年】	3,000円(地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額: 200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

75-2 日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和7年度予算概算要求額 30,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利益を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止 [令和7年度から令和11年度まで]

<事業の内容>

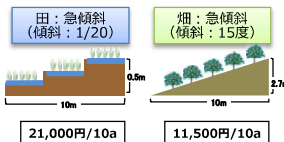
<事業イメージ>

1. 中山間地域等直接支払交付金 29,200 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利益な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



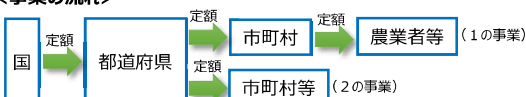
「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「ネットワーク化活動計画」の作成を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

※1 複数の集落協定間での活動の連携(ネットワーク化)や統合、多様な組織等の活動への参画に向けた計画

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 900 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動(耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組(ネットワーク化活動計画の作成)

【加算措置】

加算項目(取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づき認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等(田1/20以上、畑15度以上)の保全と地域の振興を支援(超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可)	10,000円(田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)	14,000円(田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円(田・畑)
超急傾斜農地(田1/10以上、畑20度以上)の保全や有効活用を支援	
ネットワーク化加算 【上限額: 100万円/年】 新設	10,000円(最大※2)(地目にかかわらず)
ネットワーク化や統合による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援	
スマート農業加算 【上限額: 200万円/年】 新設	5,000円(地目にかかわらず)
スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	

※2 協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
(~5ha部分) 10,000円/10a、(5ha~10ha部分) 4,000円/10a、(10~40ha部分) 1,000円/10a
(注) 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)